

コンプライアンス推進委員会設置の経緯および目的について

コンプライアンスとは何か

- ▶ コンプライアンスの語源となった『comply』は、「complete(完全な)」と「supply(提供する)」が合わさった言葉で、「従うことにより完全なものを提供する」こととなる。
- ▶ コンプライアンスは、日本語訳で『法令遵守』と訳されるが、その対象は単に“法令”に限らず、組織内の行動規範や社会的倫理なども含むものと解されている。
- ▶ 法令等を“遵守”さえすれば良いわけではなく、組織における方針やルールの方針策定から、その適切な運用までが広く守備範囲となる。
- ▶ “遵守”という言葉だけでは、個人に対するイメージが強いが、コンプライアンスを個人的な課題や精神論だけで片付けてはならず、組織的に取り組んでいくことが重要。

(出所) 浜辺陽一郎「図解 コンプライアンス経営(第4版)」より作成



区の定義

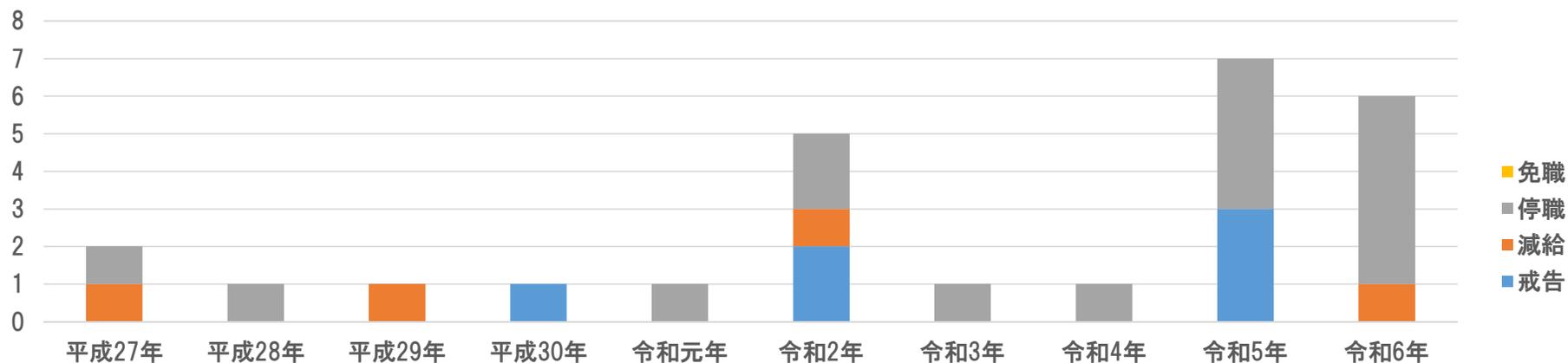
法令はもとより、組織で決定された方針やルールのほか、社会規範を遵守し、誠実に公正かつ適正に職務を遂行し、説明責任を果たすことにより、区民の信頼に応えていくこと。

コンプライアンス推進委員会設置の経緯および目的について

懲戒処分の件数

- 過去10年間における懲戒処分の件数は、品川区全体で26件
- 懲戒処分の内容は、戒告6件、減給4件、停職16件、免職0件
- 直近2ヵ年で件数が増加しており、比較的重い処分の停職が5割以上占めている。

過去10年間における懲戒処分件数の推移



(出所)「品川区人事行政の運営等に状況について」より作成

コンプライアンス推進委員会設置の経緯および目的について

懲戒処分事案の内容

懲戒処分の対象となった非違行為を、公務内と公務外で分類すると、過去10年間の合計26件のうち、公務内12件 公務外14件となっている。

服 務 違 反：超過勤務手当の不正受給、公金の紛失、無届の早退、セクシャルハラスメント など

公務外非行：酒気帯び運転、痴漢行為、盗撮行為、自転車の窃盗、遺失物等横領等の刑法違反 など

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
公務内 (サービス違反)	0	0	1	0	1	3	1	0	5	1
公務外 (公務外非行)	2	1	0	1	0	2	0	1	2	5

(出所)「品川区人事行政の運営等に状況について」・区HP「懲戒処分の公表」より作成

コンプライアンス推進委員会設置の経緯および目的について

- 懲戒処分事案はこれまで年1~2件程であったが、直近2カ年では公務内外に偏りがあるものの年6~7件も発生している。
- 事件・事故については昨年度87件と1月平均7~8件程度発生し、うち情報漏えいが30件と突出しており、品川区政への信頼を大きく損うような事案も起きている。
- こうした中、区民から信頼される区政の実現を図るため、令和7年4月「品川区コンプライアンス推進基本方針」および「品川区コンプライアンス推進行動規範」を策定し、すべての職員が共通して認識すべき行動指針等を定めた。
- これまで「当然のこととして意識してこなかった、自らの行動を省みてこなかったこと」を、今一度、職員一人ひとりが再確認することこそが、コンプライアンス推進の第一歩。
- そして、こうした行動指針等を単なる理念だけにとどめず、確実に実践していくためには、職員一人ひとりの意識だけでなく、組織風土の中にコンプライアンスを浸透・定着させていくことが必要。
- 区全体におけるコンプライアンスに係る取組みを計画的かつ着実に推進し、健全な組織風土を醸成していくため、品川区コンプライアンス推進委員会を設置する。

コンプライアンス推進委員会の設置について

設置目的

区全体におけるコンプライアンスに係る取組みを計画的かつ着実に推進し、健全な組織風土を醸成していくことを目的に設置する。

組織体制

委員長：堀越副区長

副委員長：柏原区長室長

委員：各部長・教育次長・各局長

※本委員会で検討に必要な事項について、調査・検討を行うための部会を設置。

部会長：コンプライアンス推進担当課長

部会員：右記に掲げる者のうちから委員長が指名した者

デジタル推進課長、経理課長、総務課長、
戦略広報課長、人権・ジェンダー平等推進
課長、人事課長、会計管理係長、庶務課長

所掌事務

- コンプライアンス推進に係る基本的な方針に関すること。
- コンプライアンス推進に係る当該年度の取組みに関すること。
- 監察の実施に係る調整、結果の共有および課題の検討に関すること。
- 前年度における事件・事故および各種通報事案の発生状況に関すること。

【イメージ】コンプライアンス推進委員会の位置づけ

